農地法第3条調査書

議案第 11 号 整理番号 1 番

所有権移転 賃貸借・使用貸借

	^{寅恒} 譲渡人・貸付人	作成者	
		计 构	
_			
	判断の理由		該当
機具の能力 の事業に依	り、農作業に従事する家族の 共すべき農地の全てを効率的	分状況等からみて、耕作	する・しない
・譲受人に	は個人であり、適用なし。		する・
信託できる	ナかいので適田かし		する
	まなく マン く 個川な し。		(しない)
		3数について農作業に従	する・しない
		也は当該地区の下限面積	する・しない
らない。			する・
れまでどれ 利取得に。 は生じない	おり耕作していく計画である より、周辺農地の農業上の郊 いものと考えられる。	らこと等から、本件の権 効率的かつ総合的な支障	する
	 ・機の込 ・機の込 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	譲渡人・貸付人 判断の理由 ・譲受人の経営農地は全て耕作されて機具の能力、農作業に従事する家郊率的込まれる。 ・譲受人は個人であり、適用なし。 ・譲受人は人であり、適用なし。 ・譲受人は農作業を行う必要がある 事すると見込まれる。 ・譲受人が耕作の事業に供すべき農地を超える。 ・許可申請に係る農地は貸人の所有農らない。 ・申請地は以前から譲受人が耕作している利取得により、周辺農地の農業上の変は生じないものと考えられる。	譲渡人・貸付人 作成者 辻 均 判断の理由 ・譲受人の経営農地は全て耕作されており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれる。 ・ 譲受人は個人であり、適用なし。 ・ 譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。 ・ 譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積を超える。 ・ 許可申請に係る農地は貸人の所有農地であり転貸には当たらない。 ・ 申請地は以前から譲受人が耕作していたこと、譲受人はこれまでどおり耕作していく計画であること等から、本件の権利取得により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な支障

農地法第3条調査書

議案第 11 号 整理番号 2 番

所有権移転・賃貸借・使用貸借

(所有権移転)・賃貸譲受人・借受人	ZIA (C/II)	l .	/r 产士	
議安人· 借安人		譲渡人・貸付人	作成者	
			野中秀	人
		<u>判</u> 断の理由	•	該当
第2項第1号(全部効率利用)	機具の能力	の経営農地は全て耕作されて 力、農作業に従事する家族の 共すべき農地の全てを効率的	D状況等からみて、耕作	する
第2項第2号 (農業生産法人以外の 法人)	・譲受人に	は個人であり、適用なし。		する ・
第2項第3号 (信託)	信託では	はないので適用なし。		する・しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	事すると見	は農作業を行う必要があるF 見込まれる。		する・しない
第2項第5号 (下限面積)	・譲受人だ を超える。	が耕作の事業に供すべき農 地	也は当該地区の下限面積	する・(ない)
第2項第6号 (転貸禁止)	・許可申記らない。	青に係る農地は貸人の所有 農	慢地であり転貸には当た	する・しない
第2項第7号 (地域調和)	から、本体総合的な対	は従来通り譲受人が耕作して 件の権利取得により周辺農地 支障は生じないものと考えら 月24日農業委員野中秀人か	世の農業上の効率的かつられる。	する

農地法第3条調査書

議案第 11 号 整理番号 3 番

所有権移転・賃貸借・使用貸借

譲受人・借受人	其借·使用	譲渡人・貸付人	作成者	
HACACO THE ACTOR		HALIAA TOO SELECTION OF THE SELECTION OF		
			佐藤和	
		判断の理由	•	該当
第2項第1号 (全部効率利用)	機具の能力	の経営農地は全て耕作されて 力、農作業に従事する家族の 共すべき農地の全てを効率的に	伏況等からみて、耕作	する・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第2項第2号 (農業生産法人以外の 法人)	・譲受人に	は個人であり、適用なし。		する
第2項第3号 (信託)	信託でり	はないので適用なし。		する
第2項第4号 (農作業常時従事)	7.4 12 27 1.	は農作業を行う必要がある日暮 見込まれる。	数について農作業に従	する・しない
第2項第5号 (下限面積)	・譲受人が を超える。	び耕作の事業に供すべき農地 <i>は</i>	は当該地区の下限面積	する・しない
第2項第6号 (転貸禁止)	らない。	青に係る農地は貸人の所有農 [」]		する
第2項第7号(地域調和)	地は借りから、本件の合的な支配	が経営移譲年金を受給するたる人これまでどおり耕作している を	く計画であること等か 農業上の効率的かつ総 る。	する ・

農地法第3条調査書

議案第 11 号 整理番号 4 番

所有権移転・賃貸借・使用貸借

譲受人・借受人	CIH CON	譲渡人・貸付人	作成者	
			高橋 政領	Ż
		 判断の理由		該当
第2項第1号 (全部効率利用)	機具の能力	の経営農地は全て耕作されてお 力、農作業に従事する家族の状 共すべき農地の全てを効率的に	況等からみて、耕作	する・しない
第2項第2号 (農業生産法人以外の 法人)	・譲受人に	は個人であり、適用なし。		する・しない
第2項第3号 (信託)	・信託では	はないので適用なし。		する
第2項第4号 (農作業常時従事)		は農作業を行う必要がある日数 見込まれる。	について農作業に従	する・しない
第2項第5号 (下限面積)	・譲受人だ を超える。	が耕作の事業に供すべき農地は	当該地区の下限面積	する・しない
第2項第6号 (転貸禁止)	らない。	情に係る農地は貸人の所有農地		する・しない
第2項第7号 (地域調和)	と、借り/ ら、本件の	ではこれまで貸し人が水稲の栽え 人は引き続き水稲の栽培を計画 D権利取得により周辺農地の農 章は生じないものと考えられる。	していること等か 業上の効率的かつ総	する・
		月27日に農業委員高橋政敏が 四農地の利用状況等を確認した。		しない